

化学物質審議会 概要

1. 設置法令

経済産業省組織令 第98条

法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、次の審議会等を置く。

輸出入取引審議会

化学物質審議会

2. 所掌事務

経済産業省組織令 第100条

化学物質審議会は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第56条及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第18条の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 前項に定めるもののほか、化学物質審議会に関し必要な事項については、化学物質審議会令（昭和49年政令第101号）の定めるところによる。

3. 設置年月日

平成13年1月6日

4. 開催実績

平成23年6月 平成23年度第1回化学物質審議会（書面審議）

平成23年8月 平成23年度第2回化学物質審議会

平成24年1月 平成23年度第3回化学物質審議会

平成24年9月 平成24年度第1回化学物質審議会

平成25年7月 平成25年度第1回化学物質審議会（書面審議）

（この他、審議会に設けられた安全対策部会、審査部会において、規制対象とすべき化学物質の選定等について、技術的専門事項を審議。）

5. 庶務担当部局

経済産業省製造産業局化学物質管理課

化学物質審議会 体制図

平成25年9月13日現在

